

お客さま各位

## 「マルチチャネルサービス約款」の一部改訂について

当社は、「マルチチャネルサービス約款」について、以下のとおり一部改訂いたしましたのでご案内いたします。

### 1. 「マルチチャネルサービス約款」

(下線部分が変更箇所です)

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p><b>(マルチネットの利用)</b></p> <p>第3条 マルチネットは、次の各号のすべてに該当する場合にご利用することができます。</p> <p>1～7 (現行どおり)</p> <p>8 当社所定の申込書に必要事項を記載し署名捺印のうえ、当社の<u>定める部店</u>に提出し、当社が認めたお客さまであること。</p> <p>2 お客さまは、オンライントレードまたは情報提供サービスの利用にあたり、<u>お客さまが利用時に使用する部店コード、口座番号</u>および初期パスワードで初回認証ならびに当社所定の方法により当社に対し利用申込手続きを行うものとします。</p> <p>3 マルチネットは、当社が申込みを受け、所定の手続きが完了したとき以降に利用できるものとします。また、オンライントレードまたは情報提供サービスの利用にあつては、お客さまが利用時に使用する部店コード、<u>口座番号</u>およびお客さまが登録するパスワードが一致した場合に利用できるものとします。</p> <p><b>(パスワード管理)</b></p> <p>第5条 <u>お客さまが利用時に使用する</u>パスワード(初期パスワードを含みます。なお、パスワードは当社所定の方法により、お客さまご自身で変更することができます。)は、お客さまご自身の責任において厳重に管理するものとし、これらの使用はお客さまご自身または当社所定の方法により定められた代理人のみとし、第三者への貸与または譲渡することはできません。</p> <p>2 <u>お客さまが利用時に使用する</u>パスワードを失念された場合は、当社所定の手続きにより再発行を行います。</p>	<p><b>(マルチネットの利用)</b></p> <p>第3条 マルチネットは、次の各号のすべてに該当する場合にご利用することができます。</p> <p>1～7 (省 略)</p> <p>8 当社所定の申込書に必要事項を記載し署名捺印のうえ、当社の<u>本店および支店</u>に提出し、当社が認めたお客さまであること。</p> <p>2 お客さまは、オンライントレードまたは情報提供サービスの利用にあたり、<u>当社が発行したログインID</u>および初期パスワードで初回認証ならびに当社所定の方法により当社に対し利用申込手続きを行うものとします。</p> <p>3 マルチネットは、当社が申込みを受け、所定の手続きが完了したとき以降に利用できるものとします。また、オンライントレードまたは情報提供サービスの利用にあつては、お客さまが利用時に使用する部店コード、<u>お客さまコード</u>およびお客さまが登録するパスワードが一致した場合に利用できるものとします。</p> <p><b>(パスワード管理)</b></p> <p>第5条 <u>ログインIDおよび</u>パスワード(初期パスワードを含みます。なお、パスワードは当社所定の方法により、お客さまご自身で変更することができます。)は、お客さまご自身の責任において厳重に管理するものとし、これらの使用はお客さまご自身または当社所定の方法により定められた代理人のみとし、第三者への貸与または譲渡することはできません。</p> <p>2 <u>ログインIDおよび</u>パスワードを失念された場合は、当社所定の手続きにより再発行を行います。</p>

新（変更後）	旧（変更前）
<p><b>（金銭の受渡方法）</b></p> <p>第16条                   （現行どおり）</p> <p>2 金銭の預け入れおよび引出しは、<u>金融機関の振込み等当社所定の方法</u>により行うものとします。</p> <p><b>（免責事項）</b></p> <p>第17条                   （現行どおり）</p> <p>1 オンライントレードまたは情報提供サービスの利用に関し、部店コード、<u>口座番号</u>およびお客さまが登録するパスワードの一致を確認して行った取引等</p> <p><u>（2024年1月26日 改定）</u></p>	<p><b>（金銭の受渡方法）</b></p> <p>第16条                   （省 略）</p> <p>2 金銭の預け入れおよび引出しは、<u>金融機関の振込みまたはATMカードの利用</u>により行うものとします。</p> <p><b>（免責事項）</b></p> <p>第17条                   （省 略）</p> <p>1 オンライントレードまたは情報提供サービスの利用に関し、部店コード、<u>お客さまコード</u>およびお客さまが登録するパスワードの一致を確認して行った取引等</p> <p><u>（2022年2月4日 改定）</u></p>

以 上